

令和6年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和6年第4回東彼杵町議会定例会は、令和6年12月13日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主 任 書 記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 62 号 令和6年度東彼杵町一般会計補正予算（第5号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 2 議案第 64 号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 3 議案第 66 号 令和6年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第2号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 議案第 70 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 71 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 72 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 73 号 東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 8 議案第 74 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 9 議案第 75 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 10 議案第 76 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 11 議案第 77 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

6 閉 会

開 議（午前 9 時 26 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、これから議事に入ります。

日程第 1 議案第 62 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 1、議案第 62 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、構浩光議員。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

皆さん、おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 62 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 5 号）

2 審査年月日

令和 6 年 12 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、教育次長、財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9924 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 76 億 7517 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、総務費に既存水源揚水試験業務委託料や戸籍管理システム更新業務委託料など 3844 万 1000 円、民生費に福祉医療費など 1432 万円、農林水産業費に優良肉用子牛生産推進緊急対策事業補助金や施設園芸等農家燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金など 1106 万 2000 円、教育費に図書室移転業務委託料や舞台運営業務委託料など 456 万 8000 円、災害復旧費に令和 6 年発生農地等災害復旧工事など 2081 万円を追加計上するものである。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 65 万 7000 円、県支出金 2156 万 9000 円、繰入金 3208 万 3000 円、町債 270 万円などを計上し、一般財源として繰越金 820 万 6000 円、

地方交付税 3239 万円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、10 款 5 項 3 目 12 節委託料の図書室移転業務委託料 275 万円については、移転先が具体的に決まっておらず時期尚早との意見があり、原案からこの金額 275 万円を減額した修正案歳入歳出予算総額 76 億 7242 万円を全委員一致可決すべきものと決定しました。内容につきましては、別紙のとおりです。以上です。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 62 号の討論を行います。

討論の順序は、委員長報告に修正がありますので、はじめに原案賛成者、次に原案及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者の順で行います。

はじめに、原案に賛成者の発言を許します。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

先ほどの委員会報告では、減額した修正案を全員一致で可決すべきものと発言しましたが、委員長の立場上、表決に加わることはできませんでしたので、一議員として、原案に対し賛成の立場で討論いたします。

教育委員会分室の取り壊しは既に決まっていることであり、図書室の移転には、図書の分別等に相当日数がかかり、教育委員会では歴史資料館と決めておられました。

よって、原案から 275 万円を減額する案には反対です。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ありませんね。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ありませんね。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

私は修正案に賛成する立場であります。

なぜなら、まず図書室一帯のですね、これ図書室だけじゃありません、学童保育、それから諸々のやつの全体移転計画はまだ町から提示をされておられません。どのような工程でどのように移転するのか、まだ。

それから、そういったものがまだ解明されてない不可解な面が、まだ承知してない面が多々あり

ます。

そういう全体像、移転計画の全体像が明確に示されていない段階において、この図書室だけに移転するということは賛成しかねるという立場の意見でございます。

よって、この修正案に賛成する立場でございます。以上であります。

○議長（浪瀬真吾君）

他に討論はありませんか。

ないですね。

ないようですので、これで、議案第 62 号の討論を終わります。

これから、議案第 62 号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 64 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 2、議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、構浩光議員。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 64 号 令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和 6 年 12 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長、長寿ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3892 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9956 万 5000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出では、介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業等の利用者の増加に伴い保険給付費及び地域支援事業費が不足するため、保険給付費に 3683 万 4000 円、地域支援事業費 186 万 7000 円、令和 5 年度介護保険事業費補助金等の精算に伴う返還金として、諸支出金 21 万 9000 円を追加計上するものである。

歳入については、保険給付費、地域支援事業費の法定負担分として、国庫支出金 947 万 4000 円、支払基金交付金 1040 万 2000 円、県支出金に 579 万 2000 円、繰入金 484 万 1000 円、一般財源として、繰越金 815 万 8000 円、諸収入 25 万 3000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 64 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで、議案第 64 号の討論を終わります。

これから、議案第 64 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 66 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号） （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 3、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、児玉隆行議員。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 66 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

2 審査年月日

令和 6 年 12 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、収益的支出において、水道管の漏水修理による修繕費を増額するものである。

収益的支出の補正予算は、水道事業費用 330 万円を追加して、収益的支出計 2 億 5642 万 1000 円の計上である。

また、資本的支出において、深澤道路改良工事に伴う水道管移設費を増額するものである。

資本的収入及び支出の補正予算をそれぞれ 200 万円追加して、資本的収入計 2 億 85 万 2000 円及び資本的支出計 2 億 2107 万 8000 円の計上である。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第 66 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 66 号の討論を終わります。

これから、議案第 66 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 70 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 71 号 特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 72 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 73 号 東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 4、議案第 70 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 5、議案第 71 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 6、議案第 72 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 7、議案第 73 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。本案について、提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、議案第 70 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、特別職の職員の給与に関する法律等の一部改正する法律が国会に提出されているため、東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正するために提出するものでございます。

次に、議案第 71 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、同じく特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出されたため、特別職の給与に関する条例を改正するため提出するものです。

次に、議案第 72 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出されたため、職員の給与等に関する条例について改定を行うため提出するものでございます。

次に、議案第 73 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、提案理由につきましては、一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会に提出されたため、これに準じ、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改定するため提出するものでございます。以上 4 件の詳細につきましては総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

町長に代わり説明をさせていただきます。

まず、議案第 70 号から 73 号について順に説明させていただきますが、その前に、追加議案となった理由について、その経緯を説明させていただきます。

この 4 つの議案につきましては、例年、国会の議決を得て、12 月定例会の初日に上程をいたしております。

本年は、衆議院の解散総選挙が実施され、特別国会が開催されたことなどから、本臨時国会、第 216 回国会ですけれども、召集が 11 月 28 日となりまして、12 月 9 日臨時閣議の決定を受けて一般

職とそれと特別職の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、衆議院に提出されました。現在審議をされているところでございます。

人事院勧告に基づき地方自治体が給与改正をする場合、総務副大臣名で発出される「地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについて」という文書がございます。これに基づき改定を行っております。

その文書、昨年までは「国に先行して行うことがないようにすること」とされておりましたが、本年は国会召集が遅れたことなどに配慮をしまして、文言が「地域の実情を踏まえ、適切に判断すること」となっております。

また、町議会議員の報酬並びに町特別報酬の改定は、準じている法律の一部改正案の国会提出がなければ、その内容がわからず、本年は12月9日国会提出されたことから、その時点で判明したという次第でございます。

当初、条例改正の町議会への上程は、これまでの慣例から、法案可決を待って上程するよう考えておりましたが、臨時議会を想定をいたしておりました。しかしながら、国会での議決が遅れた場合支給が越年することが想定され、そうなった場合、来年の2か年分の給与改定分の収入になってしまうということが想定をされております。想定されました。そういった場合、税負担等々ですね、様々な面に影響を及ぼすということが考えられます。

また、一昨日の時点では、県内の自治体で既に議会上程して議決された自治体、あるいは提案をしている自治体等もあることから、本町におきましても地域の実情を踏まえて適切に判断すべきということで、会期内で追加提案ということにさせていただきました。

なお、昨日、衆議院の方で内閣委員会で及び衆議院本会議でも、一般職特別職いずれも可決されておまして、参議院の方に送られております。

今後、来週中には成立するものというふうに考えておりますので、今回につきましてはですね、議決を待って提出したということで、その理由を事前に申し述べておきます。

それでは議案第70号について説明をさせていただきます。

説明しましたとおり、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が今国会に提出され衆議院で可決、参議院に送られております。

本議案は総務副大臣通知に基づき、本町議会議員の期末手当の支給月数も国に準じて3.4月から3.45月へ、0.05月分引き上げるものです。

1ページをお願いいたします。

第1条で条例の第6条第2項、今年の12月分の期末手当の支給率を100分の175とし、0.05月分引き上げて、年間支給月数を3.45月としております。

2ページをお願いいたします。

第2条では、来年度の期末手当の支給率を6月12月、いずれも100分の172.5と同じ率で、年間支給率を3.45月分とする条例の一部改正であります。

附則により公布の日から施行しまして、第1条にあっては本年4月1日から、第2条については令和7年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

次に、議案第71号をお願いいたします。

町特別職につきましても、本町の特別職期末手当の支給月数を国に準じて引き上げるものでござ

います。改正の趣旨につきましては、前議案と同様のため省略をさせていただきますが、町特別職については、昨年 0.1 月分の増額を見送っております。今回、町議会議員同様に、正規の月数に戻すため、昨年の 0.1 月分と本年分の 0.05 月分と合わせた 0.15 月分を増額し、年間支給月数を、同じく 3.45 月へ引き上げるものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条で条例の第 3 条第 2 項、今年の 12 月分の期末手当の支給率を 100 分の 180 とし、0.15 月分引き上げて、年間支給月数を 3.45 月としております。

2 ページをお願いいたします。

第 2 条で、来年度期末手当の支給率を 6 月 12 月、いずれも 100 分の 172.5 と同じ率として、年間支給月数を 3.45 月分とする条例の一部改正であります。

附則により、公布日から施行し、第 1 条によっては本年 4 月 1 日から、第 2 条については令和 7 年 4 月 1 日から施行するというものです。以上で第 71 号については説明を終わります。

次に、議案第 72 号をお願いいたします。

では説明をいたします。

人事院は、本年 8 月 8 日、公務員と民間の 4 月分の給与を調査し、月例給において、民間給与が国公給与より平均 1 万 1183 円、2.76%上回る結果となったため、月例給を引き上げて、民間のボーナスに当たる期末勤勉手当とともに 0.1 月分引き上げ、年間 4.6 月分とする勧告を行いました。

国家公務員においては、今臨時国会でその内容を盛り込んだ一部改正法案が提出されており、前述のとおり昨日、衆議院本会議で可決しているところでございます。本町におきましても、総務副大臣通知に基づき、国に準じ改定するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第 1 条では、給与条例第 20 条第 2 項一般職の期末手当の 12 月分を 0.05 月分引き上げて、期末手当全体の年間支給月数を 2.5 月とするものです。

また、第 3 項で、いわゆる再任用職員の期末手当につきましては、12 月分を 0.025 月分引き上げて、期末手当全体の年間支給月数を 1.4 月とするものでございます。

次に 2 ページをお願いいたします。

給与条例第 21 条第 2 項一般職の勤勉手当の 12 月分を 0.05 月分引き上げて、年間支給月数を 2.1 月とするものです。

また同第 3 項で、いわゆる再任用職員の勤勉手当については、12 月分を 0.025 月分引き上げて、年間支給月数を 1.0 月とするものです。

以上によりまして一般職の期末と勤勉手当を合わせた年間支給月数を 0.1 月分引き上げて 4.6 月分、再任用職員は 0.05 月分引き上げて 2.4 月分となります。

なお、月例給につきましては、民間の初任給の動向を踏まえ、大卒初任給を 2 万 3800 円、高卒初任給を 2 万 1400 円引き上げるなど、昨年以上に若年層に重点を置きつつ、おおむね 30 代後半までの職員に重点を置いた改定額となっております。

平均改定額の 3.0%は、26 年ぶりの高水準となった昨年の改定率 0.96%を大きく上回る改定率となっております。詳細は別表第 1 の新旧対照表のとおりでございます。

次に飛びまして 8 ページをお願いいたします。

第2条では、給与条例第20条の来年度の6月12月分の期末手当の支給率を一般職については100分の125、再任用職員については100分の70と同じ率とし、第21条では同様に6月12月の勤勉手当の支給率を、一般職については100分の105、再任用職員について100分の50と同じ率とする条例の一部改正でございます。

これにより令和7年度の期末勤勉手当の総額が、改定後の令和6年度総額と同じ一般職では4.6月再任用では2.4月とするものでございます。

別表第1は、令和7年4月1日から適用される新たな給料表となります。

附則によりまして、公布の日から施行し、第1条にあっては本年4月1日から、第2条については令和7年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

次に、議案第73号をお願いいたします。

それでは説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1条は前議案と同様に、会計年度任用職員についても一般職同様に、別表第1の新旧対照表のとおり給与等の改正を行うものでございます。改正の趣旨につきましては、全議案と同様のため省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2条は、現在会計年度任用職員に適用しています給料表を、行政職俸給表1に統一するものでございます。

これまでは行政職俸給表1及び行政職俸給表2を合わせた本町独自の給与表で運用しておりましたが、令和6年の人事院勧告によりまして、行政職給与俸給表2の改定率が行政職俸給表1の給与に高くなるなど、町独自の運用が難しくなったことから、行政職俸給表1に統一するものでございます。

附則によりまして、公布の日から施行し、第1条にあっては本年4月1日から、第2条については来年令和7年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いをいたします。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

議案72号をお願いいたします。

議案72号の7ページをお願いいたします。

7ページの左下に等級別基準職務表ちゅうのが、1級から7級まで掲げられています。ちょっと今、職員さんには今83名の職員さんおられるんですけども、この1級から7級まで、その構成が何名になっているか。ちなみにわかったら教えていただけませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

すみません、今、手持ちで持っておりませんので、後ほどお示しをさせていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

72 号と 73 号に関連して、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほどの総務課長の説明では、職員さんの方は 20 代 30 代の方に重点を置いた給与改定ということでお聞きしたんですけれど、73 号のこの会計年度職員さんですね、この部分のフルタイム、パートタイムがいらっしゃるわけですが、この値上げ率も結構大幅な値上げがしてあるんですけれど、大体うちの役場において、フルタイム、パートタイムさんのどの部分の方が一番標準的なのか、この表の中でですね、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

一番多いのは 1 級になります。1 級、2 級がメインになります。

補足して申し上げますと、特に今年度の人勸についてはですね、若年層、いわゆる給料表の 1 級 2 級 3 級を中心に引き上げがなされております。

会計年度任用職員さんもほぼほぼ 1 級 2 級が多いものですから、その改定額がですね、ものすごく高くなっております。補正も上げておりますけれども。

影響額としましては、一般職と会計任用職の総額の約 75%が会計年度任用職員の給与改定による影響額になります。

全体のうちの 75%が会計年度任用職員によるものというのは、やはり 1 級 2 級の換算額というのがものすごく大きかったからそういう話になっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

73 号についてお尋ねします。

この 1 級 2 級のですよ、号給の格付けはどのようにして決めておられるのか教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

号給の格付けにつきましてはですね、まず初任給につきましては初任給の条例がございますので、その初任給の条例によります。あと各級をですね、ワタル時には各自治体あるかと思えますけれども、給料表に応じた「ワタリ」と言いますか、昇格の基準がございますので、その運用で行っているところがございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどの大石議員の質問で、今こちらに数字がありましたのでご報告させていただきます。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

すみません、当初予算書ですね、214 ページにございますけれども、これが1月1日現在の人員で申し上げます。

1 級がこれ一般職ですね、一般職のみ申し上げます。

1 級が8名、2 級が9名、3 級が21名、4 級が26名、5 級が8名、6 級が9名、7 級が1名、1月1日現在トータル82名の内訳でございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 73 号東彼杵町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

暫時休憩（午前 10 時 05 分）

再 開（午前 10 時 18 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 8 議案第 74 号 令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 8、議案第 74 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

時間を取りまして申し訳ありませんでした。

それでは、議案第 74 号令和 6 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7380 万 1000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 78 億

4622 万 1000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、公有財産購入費など 1 億 3558 万 5000 円、歳入の主なものは、繰入金 1 億 3000 万円、地方交付税 4205 万 3000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 74 号についてご説明いたします。

それでは、議案書 9 ページをお開きください。3 番歳出でございます。

こちらは議会費になりますが、このページ以降の 1 節報酬から 4 節共済費につきましては、給与等の改正、また、人事異動により調整を行っており、不足、不用分を計上いたしました。金額の詳細については、説明を省略いたします。また、他会計へ支出するものも人件費の財源として支出するものになります。

次は、17 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費は、株式会社泉屋が営業しております土地建物の購入費用を計上しました。施設解体に伴う学童保育など移転先として活用するためのものになります。

物件につきましては、彼杵宿郷 493 番地 1 の宅地 1878. 14 m²。そして、そこに建築してある 5 階建鉄筋コンクリート造りの泉屋会館、付属する旧宴会場及び住宅になります。11 節役務費では、不動産売買に伴う仲介手数料として 435 万 6000 円追加しています。16 節公有財産購入費では、土地建物の購入費用 1 億 3000 万円を追加しました。歳出につきましては以上でございます。

戻って 6 ページをお願いいたします。

12 款 1 項 1 目地方交付税は、補正予算の財源として 4205 万 3000 円を交付税から追加しました。

7 ページになります。16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金では、戸籍係に雇用する会計年度任用職員に関する補助金収入 174 万 8000 円を追加しました。

8 ページをお願いします。

20 款 1 項 4 目地域福祉基金繰入金は、財産購入費用について 1 億 3000 万円を基金から繰入れております。

最後に戻っていただいて、1 ページから 3 ページの第 1 表、4 ページ 5 ページの事項別明細書、34 ページ以降の給与費明細書は、歳入歳出の積み上げですので説明を省略いたします。説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

17 ページをお願いします。

これ、全協から引き続きの懸案でございまして、前回の説明では 1 億 5000 万円程度の購入費ということで聞いておりましたけど、今回 1 億 3000 万円のこういうふうになっております。

それで、これまず一点目に聞きたいのは、これ公募をされたようなので他にも購入希望の方がい

らっしゃったと聞いたんですけれども、泉屋さんのですね、もう名前出していいですよ。最初の提示額というのはいくらだったんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

提示額とかはなくてですね、そういう 1 億 1800 万円でホームページに載ったというところで私たちも知ったということでございます。

先ほど質問がありましたように、まだうちだけじゃなくて他の会社も応札される方もいらっしゃるということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番、吉永秀俊議員。

○4 番（吉永秀俊君）

そういうことで、これが実現すればですね、ここに赤ちゃんから高齢者、いわゆる、すくすくねんねの子育ての部分、それと子どもさんたちの施設、それと今度は小学生を対象した学童ですね。それで今度はその上に、今度は図書室ですから、これはもう町内の高校生、中学生までは使うわけですけど、その上に今度は老人センターみたいなことで、言わばですね、これが実現すると、この泉屋さんのビルが、東彼杵町の総合福祉保健センターみたいな形になるわけですよ、その施設が全部入ればですね。

そこら辺をきちんと、この 20 年経った建物をそういった、将来、かなりの長い期間使用しなければならないということに、建物にイノベーションとか、何というカリフォルムじゃなくて、するわけですから、そこら辺の町長のですね、ここは絶対したいんだというちょっと意気込みを聞かせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

少し長くなりますけれど、全協の時に 1 億 5000 万円の予想をしていましたけれど、相手方がいくらでこられるかわかりませんでしたけれども、私の判断で、ギリギリ 1 億 3000 万円でいかせてもらいたい、それでもし駄目なら、私はもう諦めるというか、そういうことで考えておりました。

やはり、今後も皆さん方のご意見がありましたように、色んな改修とか、そういうものもありますものですから、含めてなるべく少し金額を落として応札に入らせていただきたいということで、私の独断で減らして、2000 万円減額して応札をしているところでございます。

今後の意気込みと申しますのは、全協でもお話をさせていただきましたけれども、図書室もそうでございます、学童保育をまずメインにしたいんですが、それとそういう高齢者の方、それから子育て、そういう会館みたいな形で、町のもう一等地のところにします。

だから、私がなぜこれを全面的にお願いしたかといいますのは、今度またもう一つの会社の方が応募されていて、町の中心でもありますし、今度スーパーが来た時に、そこに例えば塀で遮断されたりしたらちょっと活用がまた難しくなるんじゃないかなと考えもおりましたし、一体型に今度、私はもう考えて駐車場とかも含めてですね、平面的な利用をさせていただきたい。ただ、泉

屋の会館残しますけれども、家屋は解体の方にして駐車場に考えているところでございます。

それと、もう一つの河岸浸食区域というご心配もございましたので、今、県北でも、今見られたらわかると思いますが、降り口と堤体の強化をしていただきました。

だからその辺も考えながら、勘案しながら、とにかく、先に申しあげました東町の、本町ですかね、あそこに町有地の方に移す。これも金額が1億4000万円近く掛かる。新しく15年リースにしましてもですね。

それと庁舎の中に図書室をと考えていましたけども、やはり図書室は子どもさんと一緒に来た方、それと大人もそうですけれども、そういう感じで利用するのが良いんじゃないかなと私は考えまして、図書室は2階というか、すぐ入ったところですね。1階がまた立ち上げになっておりますので。

そういう形で、町のコアというか、役場もできるような形で、中心地で子どもは育てるのがここが良いんじゃないかな。

それがもう一つ難点はですね、本町の道路。これも保護者の方から色んなご意見ございまして、道幅が狭く電柱もあって、ちょっといろいろ厳しいと。そういう形でありまして、例えば、茶市などの時はもう、やはり5日から1週間はもうたぶん向こうも入りませんもんね、通行止めです。そういう感じも含めてですね、私はもう、私の全責任において、是非これを購入させていただけないかなと考えてこの前全協でお話して。ですから金額も最初1億5000万円、しかし改修費も少し掛かる。それで落として、先ほど言いましたように1億3000万円で勝負をさせていただきたいと思って、今回予算を上げて、まだその決定はしておりませんが、とにかく向こうとしても、確証といいますかですね、予算は上げてその執行はまた別なんでしょうけれども、落札というか、そういう応札で、どういう向こうが判断をされるかですね。というところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

17ページについて3款2項1目の同僚議員が質問した事項についてちょっと町長にちょっとお尋ねしたいと思います。

この購入費、購入される目的、同僚議員からも町長からも説明がありました。これを、建物を購入をして、建物を改修をして図書室、学童保育、高齢者の施設等諸々、この建物に変更される。最初は図書室は歴民館の1階に移動される予定でありました。学童保育施設では、若松屋さんの前の砂利の駐車場にプレハブ住宅を当面はですね、造って、造ろうという計画でありました。それから変更されたものと理解をしております。

12月6日の全員協議会において、この購入について議会として結論を出してほしいという町長からの我々議会が要請を受けて、議会は急遽、12月9日泉屋さんの建物を、熊本の泉屋さんの関係者及び不動産関係者に来ていただいて、町の方から町当局からも町長始め、見ていただいて視察をいたしました。

そして、それを終わった後に議員連絡会の場で購入すべきか、どうすべきかを議論を行いました。議論の中におきまして、3名の議員は積極的に購入すべきという意見であったかと思いますが、先ほどの理由でですね。4名の議員はまだ現時点においては情報が少ない。全体移転の構想計画が

出ていない。あるいはリフォームの費用は、まだ定かでないなどなど。などの理由によって購入する、あるいは購入しないという判断はできかねない。こういうのが4名の議員であったかと思っております。

それらを、報告を議長から受けられまして、町長は購入することに決断された。決断するという事にされたと思っております。

これから本題です。6点今からお尋ねしていきますので、ゆっくり、3回しか質問できませんからね。ゆっくり喋りますので、書き留められて了解を得たらOKということ、町長失礼ですけれども、手を挙げていただけますか。よろしくお願いいたします。

第1点はですね、商業施設店舗の彼杵進出が役員会の協議で12月中に決まるということをお願いしておられました。この役員会はもう正式に商業施設が図書室一体に進出するということはもう決定されたのかどうか、これが第一点でございます。1点目よろしいでしょうか。はい。

次2点目です。

正式に決定したのであれば、決定したという通知を、町当局が受けられた日時はいつだったのかわかれば教えてください。はい。

3点目、その通知をですよ、商業施設からその通知をどのような形で受け取られたのか。電話で受けられたのか、文書回答だったのか。あるいはその他の方式だったのか。そのいずれかわかったら教えてください。よろしく。

次4点目、熊本市の、要するに泉屋さんから全面的信頼を得ておられるたたら不動産小本さんからですね、12月10日の土曜日11時50分に私の携帯に電話をいただきました。その内容を、小本さんからの内容が、岡田町長から買付証明が届きましたという趣旨の電話でございました。

で、商業施設の役員会の正式決定の時期、これ後で回答していただきますけれど、決定の時期ですよ、買付証明の時期が商業施設は前だったら全然問題ないですね。買付証明先12月10日にされて、その後に商業施設役員の、商業施設の後だったら、まだ決定じゃないわけですよ、商業施設を買うか買わないか、役員会が決めていないわけですから。もし商業施設の役員会においてですよ、もうちょっと彼杵進出を役員会でやめたよということになった場合、今回購入される1億3000万円、あと仲買手数料の対応は、これ買わないといけませんよね、もう決めたわけですからね。進出しないとしてもですよ、商業施設さんが。そんな時に、そのときの対応っちゃうとは、今度は図書室移転あたりが当面ちょっと中断するのかなと私思っているんですけども、その時の対応はどうされるのかなということをお伺いします。その点よろしいでしょうか。よかったら、ちょっと手を挙げてください。はい。

次5点目いきますね。

5点目、同僚議員がちょっと先ほど言いましたけれども、泉屋さんの売却希望額はもうホームページにも載っていますし、私も聞きました、説明があった時ですね、1億1800万円でございます。で、当然、相手方、福岡のグローバルコネクションという会社、名前出してもいいと思いますけれども。その方も購入を希望しておられておましてね、先月の11月27日に2回目に役員の方4名が来られました。その時にはもう泉屋をもう買い付けることを町長もご存知のように、ほぼ99%購入するということで決めておられました。

そして、11月27日説明会が終わった後に泉屋さんのご長男の方と不動産、たたら不動産の小本

さんを町長室の隣にある応接室に呼ばれて、町が表明したのが11月27日だったわけですね、購入したいということをおっしゃいました。

で、購入価格を当初1億5000万円でした。ここに全員協議会の時に頂いた資料によると1億5000万円でしたね、当初。それが今回、予算書を見ると1億3000万円になっています。2000億円ダウンされた理由、その理由について教えてくださいませんか。

どのような経緯で2000億円を減額されたのか、なぜ3000億円でなかったのか。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時37分）

再開（午前10時37分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

ちょっと議長からご指摘ありましたように単位、もう1回言い直します。

1億5000万円ですね、の買い付けた当初の予算を1億3000万円に変更された理由について、もしご説明していただければ教えていただきたいと思います。

6点目、福岡のグローバルコネクションさんの買い付け額は関係者から9000万円との連絡を、やはり土曜日の日に受けました。そうするとですね、町は1億3000万円、グローバルコネクションは9000万円、約4000万円の差があるわけです。

で、ですね、これ、泉屋さん側にとって申しますよ、私も依頼された方ですからね、泉屋さんから。

土地を先月町は買い付け参入された時電話ありました。本当は、これは喜ばしいことだと、町が買うということは、泉屋さん側にとっては1人よりも2人、2人よりも3人、多い方が良いわけですよ。まず、喜ばしいこと。

ただし、一方、やはり反面ですね、泉屋さんは混乱されました、正直言って。もう先月27日の時に、グローバルコネクションだけだと思ったのが、急遽また願ってもないっちゃうか、あれが入ってきて、混乱されたのはこれまた事実でございます。ですね。

私が泉屋さんから売却の相談を受けたのは10月の18日、10月18日のことでございました。

でね、私それを受けて、これ立ち話だったんですけれども、町長と道でお会いした時に、「町長、泉屋さんが売却されておられますよと、購入されることを検討していただだけませんか」と持ちかけましたよね。その時に、その時点でですよ、本当に情報を副町長とか、あるいは議会に、情報を提供して検討しておられれば、町当局も泉屋さんも、それから私たち議会も、今回みたいなもう拙速ですね、先ほど調査視察に行ったのが12月6日だったかな、12月9日、9日、そして結論を出すのがもう10日ということでございまして、そんな混乱がなかったと思うんですよ、私はね。1億3000万円にも上る今回の買い物、私たちから見ればですよ、私だけじゃないと思うんですよ、議会、

町民の方々も、少し拙速ではないのかなという所見を持っておられる方々は結構おられるわけですね。

この件に関して、町長のこういうふうに急遽決めざるを得なかったというあれをですね、先ほど同僚議員もありましたけれども、再度説明していただければと思います。

で、最後の、最後の質問です。7点目。

町は、計画性でこれは私が今回の一般質問でも再度申し上げました東彼杵町公共施設総合管理計画、これは町が出している令和4年3月ですよ、これ町長になられてから改訂版が出ております。この中の50ページに、50ページですよ。後で見ていただきたいと思うんですけども、これは町当局も議員皆さんもしっかりと読んでもらいたいこと、この50ページに、本町の1人あたり、公共延べ床面積は全国平均の1.8倍、要するに、もう約2倍になろうかとしている状況であると、こういうふうに述べてあります。

そして、今後、人口規模に適した施設の保有量にする必要があると書いてある、減らしていかなきゃいかんちゅうことですよ、延床面積をですね。

また、またこのようにも書いてあります。人口、これから人口減少、少子高齢化どんどん児童数も減っていく。どんどん年寄りの数も増えていく、こういった問題もあります。この計画にそういうことがうたってあるわけでございます。

今回の物件購入と、この総合管理計画との整合性、整合性について、町長はこれからどのようにしていこうとおられるか、総合管理計画に基づいて。この見解を、是非町長の見解をお聞きしたいなと思っています。以上7点よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず商業施設を、今度決定したのはというのは、先ほど申し上げた、いつ決定したのかというのはですよ、まだ正式に文書でもらっていませんけれども、副町長が交渉をしておりますので、その辺はずっと2番3番まで回答します。

それで、熊本市の不動産屋さんと、もし商業施設をやめた場合どうするのか、私はやめてもこちらにしたいと申しましたのは、新しく造っても、図書室を造ってもここで示しておりますように全協の時に、3億6700万円、そのぐらい掛かるから、こっちの方はもう20年経過していますけれども使いたいということで私は覚悟を決めてお願いをしているところでございます。

それと、購入、泉屋さんの1億1800万円で11月27日、なぜ遅くなったかということでしたかね。変更した理由ですね。

それは、1億5000万円で当初、向こうの金額はわかりませんでしたので、是非購入したいということで、改修費も少し掛かりますので、私の独断で落としたということです。

最初申し上げましたように、これで応札ができなかったら、もう諦めるしかないなと思っておりましたので、1億5000万円から2000万円落としたというのは、私の考え、一存でございます。

それと、次のグローバルさんから9000万円というのは、私、不動産屋さんにお尋ねした時も、お話された時も、向こうの金額をですよ、言うのはちょっといかがなものかということで、それを教えられないということを私たちもそうですね、いくらですか教えられない。ちょっとこれを表

に出していいものかどうか、大石議員の発言がありましたけれど、どうなのかなと、不動産取引の審議上どうなのかな。

○——△——

——△——△——

○町長（岡田伊一郎君）

いやいや、不動産屋さんがそうおっしゃったので、だから教えられないと。個人的な会社で繋がりはすけれども、私たちそれを知る由もなくて。

しかしながら、不動産屋さんの鑑定もされて、もう本当に2億円超す建物だということで説明を受けていたんですよ。例えば、泉屋会館だけじゃなくて、周りの土地も含めてですね。

だから、そういうことで、この金額でいきいたいということでお願いをしているわけでございます。

それと、最後の1人あたりの面積、公共ですね、これは当然私も減らしていきます。今度、この中央公民館も農民研修センターも全部解体するということはもう減らしていく。

ただ、泉屋会館増えますけれど、ここをしなくてもまた向こう、学童を造れば増えることになりますので、相殺して順次減らしていきます。それで児童体育館も解体の目的でそこに庁舎を建てますけれど、ここは残りますけれど、学校もですね、もう徐々に解体もかけなくちゃいけない。

それと、千綿の児童体育館ももうずいぶん古くてですね、窓枠が鉄でできている所も改修ができないんですよ。だから地震が来た、台風だ、特に危ないものですから、そこも将来的には考えています。

学校も含めて、確かに人口も減っていく、児童も減る生徒も減るということは、やはり将来的には、いずれ集約化も考えざるを得ない。そこを今、一気にその解体が人件費も上がっておりますし、工事費も上がっておりますので一気にできませんけれど、私はもうこれ以上増やせないということは考えておりますので、泉屋会館で集約をしたい。

実は農民研修センターも図書室もいろいろ課外活動されているし、グループもあるんですよ。そうしたら、向こう、総合会館がこっちに集約できたらそこが少し空くから、老人の会とか会議も確保できるんじゃないかなと。

元々、大石議員があっちの庁舎、総合会館ということで検討もしましたけれども、どうしても入りきれなかったから今考えてそういうことで減らしたらそっちにまた集約していくという形で考えておりますので。

本当に人口も私いつも考えていますけれど20年後、5000人を切る予想がもう完全に出ています。本当にうちは消滅の町に上がっておりますのでですね、ここでなんとかしなくちゃいけないと思って企業もスーパーも地域を回るたびに要望がございましたから、だから、色んな投資をするのもお金を使うのも、例えば9000万円から4000万円多いじゃないかと言われるけれど、財産としては残るわけですね。だから、向こうの会社の方もどうしても欲しいということでそういう形になったんでしょうが、私も欲しいということで、この普通の工事なら安い方が落札できるんですが、こういう物件の場合は、金額上の方で応札、それと泉屋さんのお気持ちをお尋ねして、町だったらもう是非お願いをしたいということもお話をお聞きしてですね、私が覚悟を決めたところでございます。以上です。副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

私がちょっと仲介というか、間に入って商業施設さんがおられて、その仲介の方が私の知人なんですけれども、この人と話をする中の話になりますけれども。

まず、10月24日に商業施設からお見えになったんですよね。その状況を経て11月の5日ですかね、全員協議会でお話をさせていただいたと思うんですけれども、そういった中でですね、まず解体についてもですね、商業施設で受託でやってもらうというふうなことを考えておまして、イオンさん自体が解体について見積もりあたりをみんなも取られているんですよね。

それと店舗についても今見積もりを取っていると。大まかにはもう業者決まったというふうな話を伺っております。

10月24日にある程度の配置計画みたいな計画を示されたと。役員会がというふうな最後は掛けるというふうなことだったみたいだったんですけれども、その仲介に入っておられる方からですね、電話では聞いております。役員会、これはあったんだろうというふうなことです。

というのがですね、先ほど申し上げました店舗の見積もりが2社か3社が取られたみたいなんですよ。一番はじめの1社目が一番安いところと思ったんですけれども、いろいろ理由がございまして、そこを蹴られたと。次の方と今交渉なさっているというふうな状況みたいでございます。そこはまだはっきり決まらない、金額が決まらないものですから役員会に掛けられていないような状況になっているというふうなことでございます。

それと⑦の管理計画についてちょっと補足をいたしますけれども、現在は3つの建物だけで約1700㎡でございます。今回購入します会館自体は1600ですので、わずか100㎡ですけれども、そこは減少していくと。

家屋とか他の棟をどうするのかというふうな話になるでしょうけれども、そこは使い道があるかといってもたぶんないと思いますので、たぶん解体の方向になっていくんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

2回目の質問です。

役員会からまだ、副町長からも説明ありましたけれどもね、まだ正式な文書でもらっていない段階ということであります。

だから、私たち議会としてもまだ商業施設が正式に図書室一帯に進出しますよという、決定しましたっちはうことは発信できない立場であろかなという認識でした。それは間違いないですよ。

それですよ、そして最後の7項目、7番目の質問の公共施設床の延べ面積が令和4年の段階で約1.8倍、全国平均の約1.8倍になっているということと、今年購入いたしました旧実松外科医院の建物、これがですよ、当初、町が目論んでいた外科の先生を、長崎大学から週2日とか3日ぐらい来てもらって、あそこ、町には外科医がないからですね。それを追求する、これは本当にそうあるべきだと思います。

私たち町民もですね、この町に外科医院がないっちはうのは非常にちょっと不安でならないわけ

ですね。できれば週2日でも3日でもいいから来てもらおうと非常にありがたいんですけども。しかしながら、この長崎大学の先生たちもですね、非常にもう忙しい状況になっています。おそらく長崎大学の先生に来てもらおうということは将来的に見て非常に極めて困難な状況であろうと思っています。

また、一般の外科医院をされる方々もですね、どんどん東彼杵町は人口が減っている最中に、これ採算が合わないといけませんからね、民間のお医者さんといえども、やはり採算が合わない段階で来てもらう人は、やはりこれもまた困難であろうかと。

だからですよ、今、応急的に今月から来年4月まで、山住医院さんが東町の医院をリノベーション、要するにリフォームするために約5か月間借用されるわけで、決まってもう開業しておられます。問題はその後の来年5月以降、その実松病院を開こうというお医者さんが出てくるかどうか。私は、まずないのではないかとと思っています。

だから、私はこの実松医院さんの後をですね、今提案あった学童保育、これはもう、あそこはですね、もう町民の方、学童保育を利用している方々からも聞きました、あの近くには前にグラウンドゴルフやっているグラウンドの広場がございます、近くに。もうすぐ目の前ですよ。それから、片や彼杵小学校も本当もう裏道来れば安全に来れる道もございます。

だから、そういった所をまず活用するのが第1点ではないのかな。この辺の見解についてですね、町長の、このところ、ここが一番肝心要のところなのかなと私自身は思っているわけでございます。その辺のところちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私はですね、その医院もたぶん不可能、ほとんど不可能だと思いますが、あちこち手を尽くしてはいるんですが。実は私のいとも小倉で外科のクリニックをして、長崎大学の卒業でございますので。空きの先生とかもいろいろお尋ねしてですね。

やはり人口が減る時にですよ、例えばもう若い先生はたぶん無理だと思いますけれども、定年近くで町内出身の方がいらっしゃればふるさとに1回戻ってきてという方も今模索をしているんですよ。

例えば、手術はもうできませんけれども、大きな病院で手術をしてあとリハビリとか、ちょっとした腰痛とか膝が痛い時に看てもらう先生でも良いと思うですからですね。そこまでまだ短時間ではなかなか厳しかったもんですから、まだ引き続き。私、東京に行く時もそういう形で先生にもお願いをしますしですね、私のいともにもお願いしているんですが、今大石議員がおっしゃったようになかなか若い先生はですね、もう人口が減る、それと大都会でないとその技術、あれができない、取得が、今、状況でですね、離島もそうなんでしょうけれど。

例えば、自治医科大学なんかはもう離島なんか特にそうですね。卒業して何年かそこに勤めるという約束で学費を償還できるような形もいろいろ含めてまだしていますので。今のところ、もうしばらくちょっと時間をいただきながら進めたい。

それともう1点は、もしもの話なんです、企業が来た時にですよ、例えば現場の事務所とか従業員のとか、もしどこか提供せよと言われたら、今のところ町有地だったらすぐそこにプレハブで

もできるんじゃないかなと、今、ちょっと私1人考えているんですが。

もう最悪の場合は、その将来は1回申し上げましたが、宅地でももうやむを得ないと思っており
ます。というのは、企業が来て、もし価格が上げればですね、それだけ相殺ができるんじゃないか
なとは考えているところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

3回目です。ですね。

今日、本日、区長会がありますね、是非この区長会の時にですね、今までの泉屋さんの件とか新
庁舎の件とか、諸々ありますね。これをしっかりお伝え願いたいなと思います。

そして、おそらく年明けてからでしょう、34地区に対して住民説明会がありますよね。このこ
もですね、是非しっかりと資料を添えて、町民との住民説明会をしっかりとやっていただきたいな
と思います。町長いかがでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことをですね計画をしているんですよ。

区長会には今日発表します。

新庁舎の件はですね、もう本当に入口からまずちょっと警察からも指摘を受けておりまして、本
当に前回もお話しましたが高齢者の方がブレーキとアクセルを踏み間違えて森さんの石垣に激突
して救急車もきたんですよ。その時も今度帰る時も坂道ですので、アクセルを踏んで、水平距離が
短い、もしブレーキとアクセルを踏み間違えたらそのままドーンと、そっちの事故がまだ大きいだ
ろうということで、非常に私も懸念しておりますし、新庁舎はどうしてもこっちも昭和36年建築
で、県からも改築命令が、もう除却命令が出ているもんですから、もうやむを得ないと、お金は要
りますけどですね。

そういう形で進めさせていきたいということで、区長会も説明して希望をまず取ります、区長会
いつ頃がいいでしょうかと。それで、資料を添えて、各地区丁寧に説明をしたい。企業誘致もこの
商業施設もですね含めてやりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

同じところなんですけれども、この前の説明では、問題はその改修費なんですよね。改修費なん
ですよ。これが1億円、今回で1億3400万円ですか、手数料入れてですね。1億3400万円の買い
物になると。それで、その時にはその2つの建物、建て替えたなら新しく造ったらですね、3億6700
万円掛かるだろうという試算をいただきました。今回、その差額が2億円ちょっとなんですけれど
も、前回の来たところによりますと、改修費はマックスでも1億6000万円ぐらいで終わるだろう
という話なんですけれど、もうそこがポイントなんですよね、そこが。改修費がいくら掛かるかが
ポイントなんですよ。

それともう一つ、あの時に、案内の時にですね、別の不動産屋さんもおっしゃったんですけど、当然平成 17 年にできた建物ですから、耐震化基準はその時の耐震化基準に当然合ってるわけですが、今回は使用する人が赤ちゃん、子どもたちなんですよ、メインの使用者がですね。それで、その時の不動産屋さんもおっしゃったんですけど、もう 1 回、もう 1 回耐震調査をするべきじゃないかというアドバイスをされました。

私もこれ絶対しとかんと思えますけれども、ここでちょっと副町長にお願いしたんですけど、その改修費と耐震化の問題をちょっと説明してください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

まずですね、児童クラブ、放課後児童クラブですね、に対してのですね、厚労省の指針でございまして、まず面積要件がございまして、子ども 1 人あたり 1.65 m²以上、100 人いれば 165 m² ですか、が必要だということで面積要件は満たしております。

建築基準法のですね別表がございまして、その中に児童福祉施設等は特殊建築物にしないよという規定があるんですけども、学童保育施設にはこの規定はないそうです。じゃあ、何が規制が掛かるかというと建築基準法と消防法この 2 つが規制かかってまいります。

元々、泉屋会館につきましては特殊建築物ですので、そういった規制はクリアをしていると。だから消防法と建築基準法上はもうクリアしているんですよ。子どもたちがもし入る、他の子どもが入りますので、児童福祉施設等の基準はそういった網がかかってますけれども、そういった網ももちろん先ほど言いましたように、特殊建築物ですので、クリアはしているという状況なんですよ、建物としてはですね。

じゃあ、どこまで改修するかというふうなことになると思うんですけども、今見ていただいたようにですよ、3 階についてはそのままでも使えるような建物でございまして。4 階については一部改修残っていますので、本当に何もしなかった方が一番良かったですけど、そこを壊して床面、床だけ張り替えた場合、ちょっと試算をしてみましたけれども、500 万円です。床だけですね。床をやり替えるだけで 500 万円。それに解体とか入りますので 800 万円とかという形になるのかなというふうには思います。

図書室がどうなるかというのを今考えているんですけども、図書室を 2 階に持っていった場合に、学校の施設なんかもそうなんですけれども、図書室の床というのがどうなのかというのがあるんですけども、この旅館とかホテルという部類になりますと、学校よりも床の強度は強いわけです。建築基準法上、そがんなつとるもんやっけんですね。特殊建築物の中でそういうふうなことでなっていますので、学校はもっと弱いところに図書室設けているんですよ。ですから、でもこう分散して置く、図書をですね。一遍に置かないで分散しておくような手立てをやはりするわけですよ。

ですから、そこをうまくどうするかという、今から考えていかんといかんとですけれども、見ていただいたように奥の厨房がございましたですね、そこを全部出しまして、壁とか床は少し改修せんばいかんでしょうけれど、あそこに分散して書簡みたいな形で、ただ単にある程度並べたところで取り行くと。手前の方を休憩室等はありませんけれども、あその壁を見てみましたら耐力壁でなかったですから。だから取れますので、裏までひっくりめたところで、一つのフロアにしまして、そこを閲覧室と、一番見ていただいたように一番上の5階、そこにも本を持って行ってゆっくり見れることもできますので。そういったこともしていけば、そうたぶん、試算していませんので、いくらとは私も言いきりませんが、1億6000万円というのは掛からないと思います、はっきり言ってですね。

あと外壁の問題なんですけれども、外壁は20年経っていますので、本来ならした方がいいと思います。せんならせんでももてる建物ではあると思います。

それと一つせんばいかんと思っとる所は階段ですね。外の非常階段だけは少し手を入れんといかんだらうなと思っております。

屋上につきましては張り替えてありましたので、防水自体はもうしばらくは大丈夫だろうなというふうには思っておりますので、吉永議員おっしゃるように1億6000万円を超えるというふうなことはないと思いますし、そこまで掛からないような工法でやりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第74号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

あのですね、今、町当局町長とか副町長からいろいろご説明を我々も質問をしてお伺いしました。

で、私はですね、討論ですけれども、反対の討論をさせていただきます。反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算、3款2項1目16節に計上されている予算以外については、以外は賛成です。ただし、この3款2項1目16節に計上されている予算は、私は今回は落としてほしいとし、外してほしいという立場であります。なぜならば、その理由は3つあります。

1つは、先ほど副町長から業務費用が1億6000万円以内で終わるであろうというご説明をいただきました。これもまた推測です。しっかりとこれは見積もりを立てないと、確定、素人判断でございますので、やはり専門家に見ていただかないと、リフォーム費用がいかほど掛かるか不確定で

あること。

2 つ目、あとその学童保育に対する耐震診断、これは大丈夫であろう、これも大丈夫だろうと、こういうことなんですけれど、やはりこれも専門家で、やはり高齢者の方とか児童の小さなお子さんたちが入るわけですから、親和銀行みたいに学童保育、移設した後に、あそこは最初移設する予定だったけれど、後で調べてみたら耐震化が十分でなかったということで中断となりました。やはりそれもそういうことは二の舞になる恐れもあります。やはりこれも確定させなきゃいけない。

それから 3 つ目、商業施設の彼杵進出のがまた役員会でまだ正式に決定されていない段階である。

もうしばらく、もうしばらくこの 3 つの点についてしっかり調査をした段階であれば、私は別ですけれども、今現時点において、これを不確定要素が多い現段階において購入費用やリフォーム費用に多額の税金を投入することに反対するものであります。

したがって、補正予算第 6 号の今の言った金額を修正して、する立場にあります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。1 番、大安義和議員。

○1 番（大安義和君）

冒頭、町長の方から、全責任を負うという意気込みがございました。

その点について賛成なんですけれど、2 つほど確認したいことがございます。それ良いですかね。

意気込みの中で保有量、施設保有量の中、保有量の説明については、今ある施設を相殺しながら人口規模に適して減らしていくということも発言されました。

それから、安全対策についても前回同様にしっかりと確認をしながら進めていくということで発言がありました。

最後にもう 1 つ、工業団地の誘致、それから商業店舗の進出、それから 3 つ目、この中心としたコアの施設にしたいというお話がございましたので、これが一応三点セットでですね、上手くいけば町の町民としては、トータル的に考えればですね、将来的な財産になるというふうに考えますので、賛成したいと思います。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、反対者の討論はありませんか。

ないですね。

賛成者の討論を許します。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

12 月 9 日なんですよ、たたら不動産の立会いのもとに現地確認を行いました。

建物の年数としては 20 年の経過をしていますが、現在も十分使用ができると私は判断しております。

また、現学童施設からもですね、近くにあり、今の学童施設地区はですね、結構年数も経っておりますので危ないと思いますので、そこからのスムーズに移動ができることがまず一点です。

また、4 階はですね、部屋数も多くてですね、避難場所としてですね、個別に分けて避難ができるっちゃうことも利用価値があると思っております。

それから、先ほどから改修費用について意見が出ていましたが、当初ではですね、3 億 6500 万円

の費用が掛かるとなっておりまして、移転費用がですね、3億6700万円ですね。今度の購入額が1億3500万円で約2億円ほど残っている計算になります。

先ほどの副町長が言われたようにですね、私も見た感じ2億円まで改修費用が掛かるとは思っておりません。

また最終的にはですね、一極集中型で泉屋会館を会館で使用ができると思いますので、賛成の立場です。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

次に、反対者の討論はありませんね。

賛成者は2人でしたので、反対ありませんね。反対討論の方。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

ないですね。

○——△——

暫時休憩。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時12分）

再開（午前11時14分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論はありませんね。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで、議案第74号の討論を終わります。

これから、議案第74号を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第9、議案第75号令和6年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし

ます。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 75 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 253 万 8000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 210 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、地域支援事業費 192 万 5000 円、歳入の主なものは、繰入金 122 万 9000 円、国庫支出金 54 万 6000 円などでございます。詳細につきましては、長寿ほけん課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。長寿ほけん課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり長寿ほけん課長。

○長寿ほけん課長（前平英利君）

議案第 75 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、主なものを町長に代わり説明を加えます。

それでは議案資料の 10 ページ、歳出をご覧ください。このページ以降は歳出の部分となります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 2 節給与につきまして、給与改定に伴う増額分として、職員給与を 5 万 6000 円を追加計上しております。3 節職員手当等及び 4 節共済費につきましても同様の理由で追加計上をしております。

11 ページから 14 ページ、1 節から 4 節につきましても、給与改定に伴うものでございますので説明を省略いたします。

5 ページをお願いいたします。

3 款 2 項 1 目地域支援介護予防事業交付金につきまして 9 万 4000 円、2 目地域支援包括任意事業交付金につきまして 45 万 2000 円、それぞれ追加計上しております。これは歳出の給与改定に伴う法定負担の増額となっております。

6 ページから 9 ページにつきましても歳出の給与改定に伴うものとなっておりますので説明を省略いたします。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては歳入歳出の積み上げですのでこちらの説明を省略いたします。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 75 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 75 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 75 号令和 6 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 76 号 令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 11 議案第 77 号 令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、議案第 76 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 11、議案第 77 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは議案第 76 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）でございます。

収益的支出に 310 万 6000 円を追加し、全体の予算が支出におきまして、2 億 5952 万 7000 円でございます。

提案の理由は、収益的支出におきまして、給与改定に伴い 310 万 6000 円を追加するものでございます。

次に、議案第 77 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

収益的収入 115 万 4000 円を追加し、全体の予算が収入におきまして、3 億 4304 万 5000 円でございます。

収益的支出に 115 万 4000 円を追加し、全体の予算が支出におきまして、3 億 2181 万 2000 円でございます。

提案理由は、職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴い、支出では、給料手当等 115 万 4000 円、収入では、他会計補助金 115 万 4000 円を追加するものでございます。以上 2 件の詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず、議案第 76 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明いたしま

す。

12 ページをお願いいたします。

収益的収支の支出につきまして、給与改定に伴います人件費の追加を計上いたしております。給与手当等合わせまして、310 万 6000 円を追加計上いたしております。

財務諸表を 3 ページ以降、また給与費明細書につきましては 13 ページ、14 ページに添付をいたしております。議案第 76 号につきましての説明は以上になります。

次に、議案第 77 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

15 ページをお願いいたします。

こちらも同様に給与改定に伴います人件費の追加について補正予算を計上いたしております。

収益的収支につきまして、給与手当等を合わせまして 115 万 4000 円を追加計上いたしております。

上の段の収入につきましては、営業外収益の他会計補助金に一般会計繰入金として支出と同額の 115 万 4000 円を追加計上いたしております。

財務諸表は 3 ページ以降、また、給与費明細につきましては 16 ページ以降に添付をいたしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は先に議案番号を告げてからお願いをいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 76 号、議案第 77 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号、議案第 77 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 76 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 76 号令和 6 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 77 号令和 6 年度東彼杵町下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 12、委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 4 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会（午前 11 時 25 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 大安 義和